

首里城正殿完成記念機運醸成補助金交付要綱

(通則)

第1条 首里城正殿完成記念機運醸成補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、文化芸術に関する事業を実施する団体が行う、国内外における首里城に象徴される沖縄の歴史・文化をはじめとする「沖縄の魅力」を発信する取組に対して補助を行うことにより、沖縄県の首里城正殿完成記念関連事業として年間を通じた取組を実施し、国内外における祝賀ムードの醸成、県民が地域への愛着や誇りを再認識する機会の提供、本県の観光振興に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象、補助対象経費、補助率及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、文化芸術に関わる県内の団体等が行う事業であり、別に定める公募要領に基づき採択された事業とする。

2 補助金の交付を受けることができる文化芸術団体等（以下「補助事業者」という。）は、県内に主たる事務所又は事業所を有し、かつ、文化芸術に関する事業を行う団体等であって、次の各号に定める団体等とする。ただし、補助事業者が、共同企業体又はコンソーシアム等である場合は、構成員のうち、次の各号いずれかに該当する団体等を1者以上含むこととする。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）に規定する特例民法法人
- (4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社
- (6) 任意団体

3 補助対象経費、補助率及び補助金額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付限度額)

第4条 知事は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請書に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により当該申請に係る補助金の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付の決定を行う。

2 知事は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附することができる。

- (1) 補助金を行うため締結する契約に関する事項その他補助金に要する経費の使用方法に関すること。
- (2) その他知事が必要と認める事項

(決定の通知)

第8条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合には、その条件を補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、交付申請取下書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

- 第10条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 知事が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。
- (1) 天災地変、その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 知事は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消等により特別に必要となった事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り補助金を交付できるものとする。
- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第8条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(事業内容及び経費配分の変更)

- 第11条 第8条の補助金の交付決定通知を受けた者は、交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更である場合
 - (2) 別表に定める経費の区分間におけるいずれか低い額の20パーセント以内の額の配分を変更する場合

(補助事業の中止又は廃止)

- 第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行

が困難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第5号）により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。

（産業財産権に関する届出）

第14条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第15条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に基く知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（遂行状況報告）

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し知事が報告を求めたときは速やかに遂行状況報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業等の遂行命令等）

第17条 知事は、補助事業者が提出する遂行状況報告書等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第18条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定に係る年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合、知事は提出期限について交付決定に係る年度の3月31日まで猶予することができる。

（補助金の額の確定等）

第19条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及び

これに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第 20 条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第 21 条 知事は、第 12 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 6 条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第 8 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第 22 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずることができる。
- 3 第 8 条の規定は、前 2 項の処分をした場合について準用する。

(加算金及び延滞金)

第 23 条 補助事業者は、第 21 条第 1 項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、規則第 17 条第 1 項で定める率の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の場合において当該補助金が 2 回以上に分けて交付されているときは、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を

命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額はまず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき規則第17条第4項で定める率の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 第1項の規定による加算金又は第4項の規定による延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 7 知事は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第24条 知事は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対し同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第25条 知事は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(補助金の支払)

第26条 補助金は、第19条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書(様式第9号)又は概算払請求書(様式第9号の2)を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 27 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 10 号）を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 18 条に定める報告書に取得財産等管理台帳明細表（様式第 10 号の 2）を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 28 条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は増加価格が 1 件当たり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

(立入検査)

第 29 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者若しくは補助事業者であった者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(産業財産権に関わる収益納付)

第 30 条 補助事業者は補助事業の実施中及び終了後一定期間内に、当該補助事業に基づく産業財産権を取得した場合、その産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたときは、収益状況報告書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の経理)

第 31 条 補助事業者は、補助対象経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類並びに関係書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から施行する。

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第 11 条第 2 号関係）

補助金の名称	対象経費		補助率	補助上限額
	経費の区分	内 容		
沖縄県文化芸術活動の充実及び活用補助金	人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費（事業を実施するために必要な補助事業者が直接雇用するアルバイト等に係る経費を含む）	定額 (8/10)	1,000 万円 以内)
	事業費	<p>旅費：事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費</p> <p>会議費：事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）</p> <p>謝金：事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）</p> <p>備品費：事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費</p> <p>借料及び損料：事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費</p> <p>消耗品費：事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで</p>		

		<p>使用されることが確認できるもの) の購入に要する経費</p> <p>印刷製本費：事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費</p> <p>その他諸経費：事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） - 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） - 翻訳通訳、速記費用 - 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等 <p>委託・外注費：補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費（ほかの経費項目に含まれるものを除く。）</p>	
--	--	---	--

- 備考 1 補助事業の実施に伴う収入があった場合は、補助対象経費から収入額(税抜)を控除した額と、補助対象経費に補助率を乗じた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
- 2 消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。(ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者は除く。)